

平成30年度 第1回 愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

会 議 名	平成30年度 第1回 愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会
開 催 日 時	平成30年8月21日(火) 午後2時から午後3時00分まで
開 催 場 所	愛西市役所 南館会議室2-5 (南館2階)
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	なし
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について ・平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について ・国民健康保険税について ・その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	なし
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会次第 ・平成29年度国民健康保険特別会計(事業勘定)国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書(案) 資料1 ・平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(案) 資料1添付 ・平成30年度国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) 資料2 ・国民健康保険税について 資料3
審 議 経 過	別紙のとおり

平成30年度 第1回 愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会

役 職	氏 名	選 出 根 拠	備 考
会 長	飯田 十志博	公益代表	
会長職務代理	横井 三千雄	公益代表	
委 員	岡本 千代子	公益代表	
〃	渥美 誠	公益代表	
〃	後藤 直史	保険医代表	
〃	三輪 憲正	保険医代表	
〃	後藤 貢治	保険医代表	
〃	安井 久	保険医代表	
〃	石原 一孝	被保険者代表	
〃	水谷 怜	被保険者代表	
〃	田中 規雄	被保険者代表	
〃	花木 政義	被保険者代表	

事務局

役 職	氏 名	備 考
健康福祉部長	伊藤 裕章	
保険年金課長	横井 誠	
八開診療所事務局長	渡辺 安生	
保険年金課課長補佐	石原 優雅	
保険年金課課長補佐	堀田 毅	
保険年金課主任	青木 一郎	

協議経過

発言者	内 容
事務局	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今より愛西市国民健康保険の運営に関する協議会を始めさせていただきます。</p> <p>愛西市国民健康保険の運営に関する協議会は、愛西市審議会等の会議公開に関する要綱に該当し、公開が原則となっておりますので、会議録につきましては、保険年金課のホームページにて公開させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴人はございませんのでご報告します。</p> <p>会議の開催にあたりまして、人事異動に伴いまして、愛西市健康福祉部長が交代しておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>健康福祉部長の伊藤裕章でございます。</p>
健康福祉部長	<p>只今、ご紹介をいただきました、健康福祉部長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>委員の皆様方は、国民健康保険の運営につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。国民健康保険は多くの市民の皆様が加入する重要な制度でございます。愛西市におきましても少子高齢化の現象が進行する中で維持可能な運営には、税率ほか通しての大変多くの課題がございます。この協議会にて慎重審議していただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は全員出席で定数に達しております。愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第5条に規定により、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。</p> <p>はじめに会長の飯田十志博様より、ごあいさつをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は、皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>この4月から維持可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されましたことは、皆様ご存じのことと思いますが、その中で国保運営協議会については、都道府県にも設置がされ、都道府県の国保運営協議会の役割は、都道府県国民健康保険運絵方針の作成、その他重要事項の審議、一方、市町村の国保運営協議会に役割は、市町村が処理をする保険給付費、保険税の徴収、その他重要事項の審議となっております。</p> <p>こうした状況の中、愛知県にも国保運営協議会は設置され、愛知県国保運営方針の策定などについて、審議が行われておりますが、本協議会における審議については市町村が処理する保険給付費、保健事業はもとより愛知県から愛西市に示される納付金、標準保険料率に対しての税率改正などが今後の検討課題と事務局から聞いております。私たち国保関係者は国保制度の安定的な運営を図るために、より一層協力していかなければと思っております。</p>

	<p>委員の皆様方におかれましても愛西市の国民健康保険が将来的にも安定的な運営されるよう十分な審議をしていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行は、規約により会長の飯田様をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>では、本日の議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>岡本千代子委員、田中规雄委員にお願いいいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料1 平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について説明)</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)については、原案のとおり承認でご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしのご発言がございましたので、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)については原案のとおり承認とさせていただきます。</p> <p>次の議題に入ります。平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p>
会長	<p>それでは、ご意見ご質問もないようですので、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご承認をいただき9月議会に上程することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

会 長	ご異議なしということで、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご承認をいただき9月議会に上程させていただきます。次に国民健康保険税について資料の事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(国民健康保険税について)
会 長	ただいま、国民健康保険税について、納付金と試算結果について説明がございましたが、ご意見ご質問はございますか。
委 員	少々、複雑ですぐには、理解ができないものだが。
事 務 局	今回の資料は、7月の本算定で所得基準額、被保険者数、世帯数などの本年度数値が概ね確定しましたので、平成29年12月末に県から示された平成30年度市町村標準保険料率3方式と市町村算定方式4方式の税率を本年度の本算定の数値で国保税を試算した結果を報告させていただきました。 本年度の歳入見込と歳出見込を基に県から示された標準保険料率で保険税を計算し、収支見込を出したところ、基金を使わなかった場合の実質収支では財源が不足した結果になりました。
委 員	不足ということは、税率をどれだけ上げなければならないのか。
事 務 局	A3サイズ、横表の上段、真ん中と右枠が県から示された市町村標準保険料率3方式と市町村算定方式4方式で算出した結果になります。こちらは、県がこの税率を参考にすれば、納付金は払えるだろうという税率になりますが、実際に本年度の所得基準額、被保数、世帯数で試算した結果は下段の額の調定額が不足ということになります。しかし、愛西市には国保基金がありますので、今後も不足については基金保有額を考えて、補充していくということになりますが、いつまでも基金がある訳ではございませんので、今後の基金の状況を踏まえて税率の改正も考えていかなければならないものと思っております。
委 員	基本的には足りない部分は税率を上げて補うということになるのですか。
事 務 局	医療費の支払いは一度で終わるものではございません。また、基金もこれから先、必ずしもあるものとは限りません。将来的な安定的な国保運営のことを踏まえ、税率を考えていかなければならないと思っております。
委 員	医療だと5%から6.4%にしたらこれからできるということか。
事 務 局	6.4%は県が示した率です。これを参考してということになります。
委 員	金額的にどれだけ上げるのですか。

事務局	A 3 横の表、下段に実際の数値との差額を出しておりますが、3 方式では調定額が 1 1 8, 9 6 7, 0 0 0 円、市町村算定方式 4 方式では 6 5, 4 1 3, 0 0 0 円に調定額があがった額になります。
会長	もう一度、標準保険料率 3 方式と市町村算定方式の違いを説明してもらえますか。
事務局	<p>愛知県国民健康保険運営方針の中で市町村標準保険料率は、愛知県が示す標準的な保険料率の算定方式について、医療、支援、介護の全ての区分において 3 方式とするということになりました。その 3 方式にするという運営方針の考え方としまして、4 方式の資産割、つまり、国保加入者の固定資産税額に対しての賦課するものになりますが、資産割に対して、次の考え方をしております。</p> <p>近年では 3 方式への変更、又は変更を検討している市町村が増加傾向にある。その理由として 1 つ目は、固定資産の保有が担税力に必ずしもつながるものではない。2 つ目は、共有持ち分のある固定資産の構成員との持ち分割合の把握に困難である。3 つ目は、当該市町村以外に所有する固定資産は保険税算定の対象ではないため、被保険者間の不公平感がある。4 つ目は、他の保険制度、被用者保険、後期高齢者医療、介護保険には資産割がない。ということから愛知県が示す市町村標準保険料率は 3 方式にするということになりました。また、標準保険料率市町村算定方式 4 方式は、3 方式を基に現在、市町村での方式へ組み替えたものになります。愛西市は 4 方式を採用しておりますので、県が 4 方式で率を示してきたものになります。</p>
会長	簡単に言うと 3 方式というのは、どういったものですか。
事務局	固定資産税額で賦課する資産割を除いた、所得に応じて賦課する所得割、加入人数で賦課する均等割、世帯で賦課する世帯割の 3 つになります。
委員	資産割が 0 % になっているのに、金額が上がっているのは他に率があがっているということですか。
事務局	資産割が無くなった分、所得割、均等割、平等割に振り分けられている形になっております。
委員	資産割をとって、どのように税が変わるのか。
事務局	固定資産税がある方、世帯によって変わってきます。現在、固定資産税が無い方は、保険税が低く、ある方はその分高くなっている状況になります。
委員	資産割が無くなった分、何かで補てんすることになるのか。

事務局	<p>そういうことになります。</p> <p>来年度の標準保険料率の数値は、県の仮算定数値が11月頃に予定をしておりますので、次回の運営に関する協議会でお話を詰めていければと考えております。今回は昨年に県から示された平成30年度標準保険料率で試算した結果を報告させていただきました。</p>
委員	<p>今の税率だと、愛西市は他市町村と比べて、どのくらいのレベルなのか。</p>
事務局	<p>手元に資料はございませんが、県内で真ん中より下ぐらいと把握しております。</p>
委員	<p>高いということですか。</p>
事務局	<p>高くはないということになります。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
事務局	<p>それでは、意見も出尽くしたようですので、その他に入ります。その他、何かありますか。</p>
事務局	<p>ご連絡になりますが、今後の運営に関する協議会を11月、2月に予定をしておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>事務局から11月と2月に予定をしているということですので、委員の皆様よろしく願います。その他、ありますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>では、以上で本日の議題等は、全て終了となります。意見も出尽くしたようですので、本日の運営に関する協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>